

委員配付資料

1. 会議次第

2. 席次表

3. 委員名簿

4. 会議資料

(1) 住居表示に関する法律 (資料1)

(2) 地方自治法第260条 (資料1)

(3) 千葉市住居表示審議会設置条例 (資料2)

(4) 諮問書 (資料3)

(5) 花見川区宇那谷町地区の概要
と事業スケジュール (資料4)

(6) 千葉市住居表示実施基準 (資料5)

(7) 宇那谷町み春野地区住居表示
整備事業(案) (資料6)

住居表示に関する法律

(抄)

昭和 37 年 5 月 10 日
法律 第 119 号

(住居表示の実施手続)

第 3 条 市町村は、前条の規定する方法による住居表示の実施のため、**議会の議決**を経て、**市街地につき、区域を定め、当該地区における住居表示の方法**を定めなければならない。

.....

地方自治法

(抄)

昭和 22 年 4 月 17 日
法律 第 67 号

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定めをする場合を除く外、**市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し**若しくはこれを廃止し、又は**町若しくは字の区域**若しくはその**名称を変更**しようとするときは、市町村長が当該市町村の**議会の議決**を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

○千葉市住居表示審議会設置条例

昭和 37 年 8 月 27 日
条例第 26 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市の住居表示整備事業の合理的促進のために、千葉市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住居表示整備に関する総合的施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 住居表示整備に関する総合的施策の適正な実施を期するため関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、10 名以内の常任委員をもって組織し、特別の事項を調査審議するために必要がある時は専門委員を置く事ができる。

- 2 常任委員及び専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 3 常任委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時に退任するものとする。

(平成 13 条例 2・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開く事ができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか審議会に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 10 月 1 日条例第 31 号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 19 日条例第 2 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

23千市区第340号
平成23年6月6日

千葉市住居表示審議会
会長 布川 章 様

千葉市長 熊谷 俊 人

住居表示の実施並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について（諮問）

千葉市住居表示審議会設置条例(昭和37年条例第26号)第2条の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

記

- 1 花見川区宇那谷町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について（別紙のとおり）

別紙

1 住居表示の実施区域

右図に示す区域（約31ヘクタール）

2 住居表示の方法

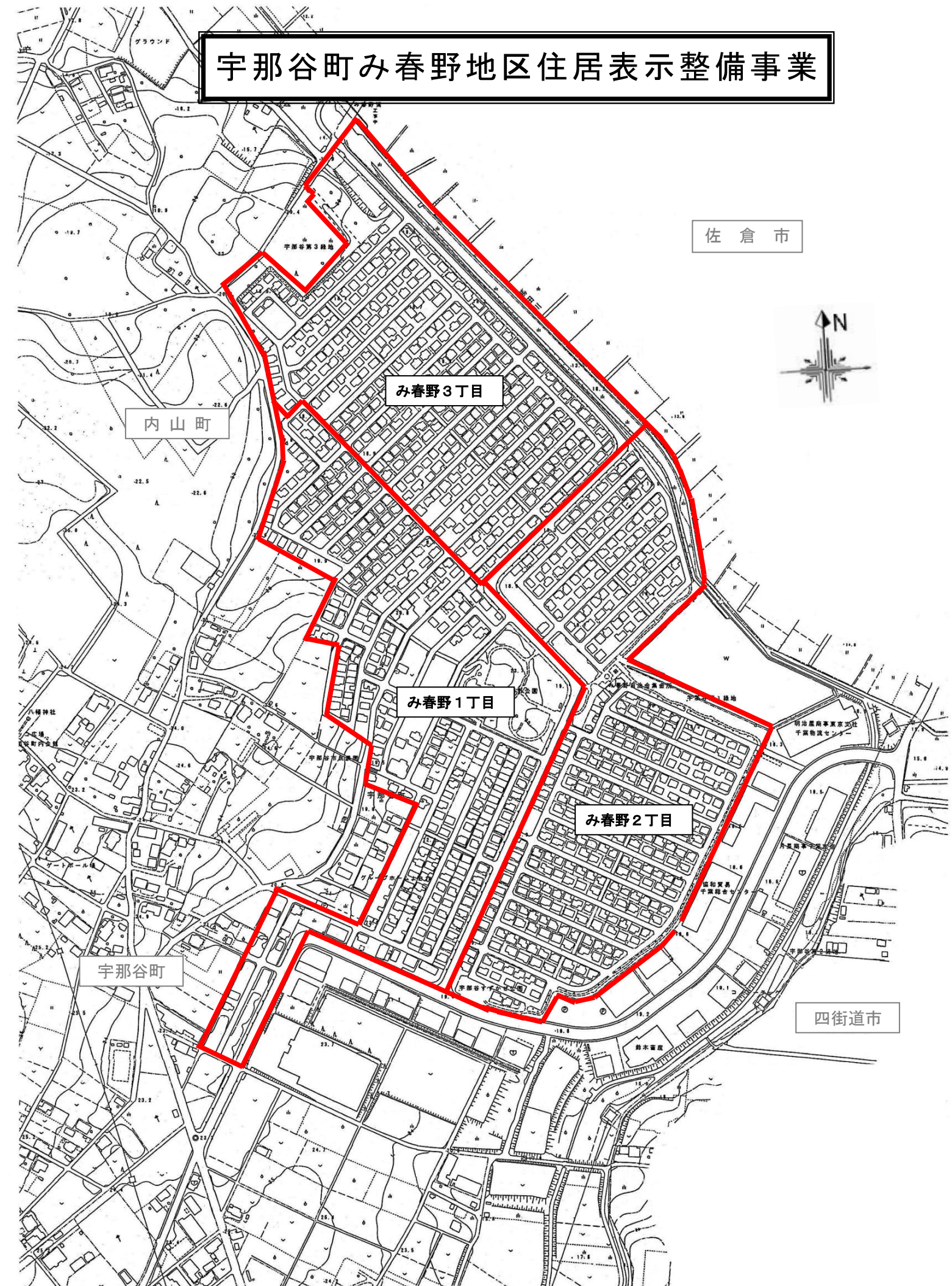
道路等によって区画された街区に、順序よく符号を付して表示する「街区方式」を採用する。

3 町の区域の変更

当該区域は、1つの町の区域としては広大なため、3つの丁目を設定する。
なお、丁目の設定に際し町界は、区画道路や河川等の明確な地形等により設定する。

4 町の名称の変更

新たな町目の名称は「み春野1丁目」「み春野2丁目」「み春野3丁目」とする。



花見川区宇那谷町地区の概要と事業スケジュール

1 地域の概要

花見川区宇那谷町は、全体面積141.78haを有する広大な区域であり、町の西側は、佐倉市、四街道市に面している区域である。

田畑も多く、市街化調整区域で、住居表示を実施できる条件ではないが、大型開発により整備されたみ春野地区は、住宅・商店が立ち並び、住居表示の条件を満たしている。

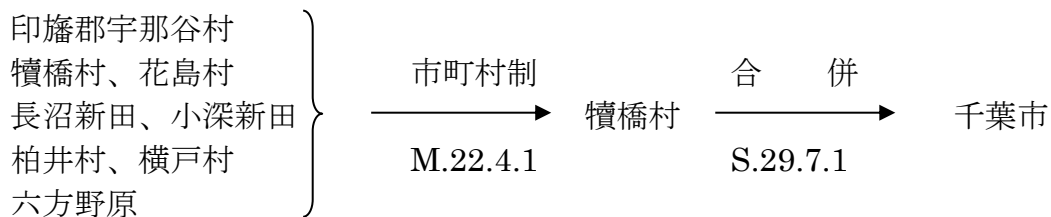
また、み春野地区の自治会から、住居表示実施の要望書が提出されている。

2 町名について

この町は、もと印旛郡に属し、明治22年この町が犢橋村に編入と同時に千葉郡に帰属した。

犢橋村の合併（昭和29年7月1日）により、本市に編入になった旧千葉郡犢橋村大字宇那谷の全域をもって昭和29年10月15日に宇那谷町となった。

起源については資料・伝承ともになく不明。



3 住居表示実施までの経過及び今後の主な予定

- 平成23年4月下旬
- ・説明資料をみ春野地区の全世帯に配布
 - ・宇那谷町内自治会総会で事業案を説明
 - ・近隣の法人等に説明

5月15日 み春野地区住民説明会を開催

(今後の主な予定)

- 9月中旬 市議会へ議案上程
- 11月中旬 新住所を各世帯に通知
- 12月上旬 住居表示実施

千葉市住居表示整備実施基準

(抄)

平成 7 年 12 月 1 日改正

本市における住居表示実施は、街区方式を採用し、次の各号によって整備するものとする。

3 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。
- (2) **町の規模**は、市街地の用途・人口・家屋の密度地形等を考慮して、**おおむね 66,000 m²~200,000 m²**の大きさで定める。ただし区域内に 学校・公園・工場等がある場合は、この限りではない。

5 町名の定め方

- (1) 町の名称を定める場合には、**従来からある名称並びに歴史的に由緒ある名称等を考慮**して定める。
- (2) 市の区域を通じ**同一の名称**または**類似の町名**が生じないようにする。

宇那谷町み春野地区住居表示整備事業（案）

諮問

花見川区宇那谷町の一部区域に係る住居表示の実施区域及び当該区域における住居表示の方法並びにこれに伴う町の区域及び名称の変更について

1 住居表示の実施区域

右図に示す区域（約31ヘクタール）

町名	面積 (ha)	世帯数	人口 (人)
宇那谷町	31.1	960	3,220

対象自治会 み春野自治会

2 住居表示の方法

道路等によって区画された街区に、順序よく符号を付して表示する「街区方式」を採用する。

3 町の区域の変更

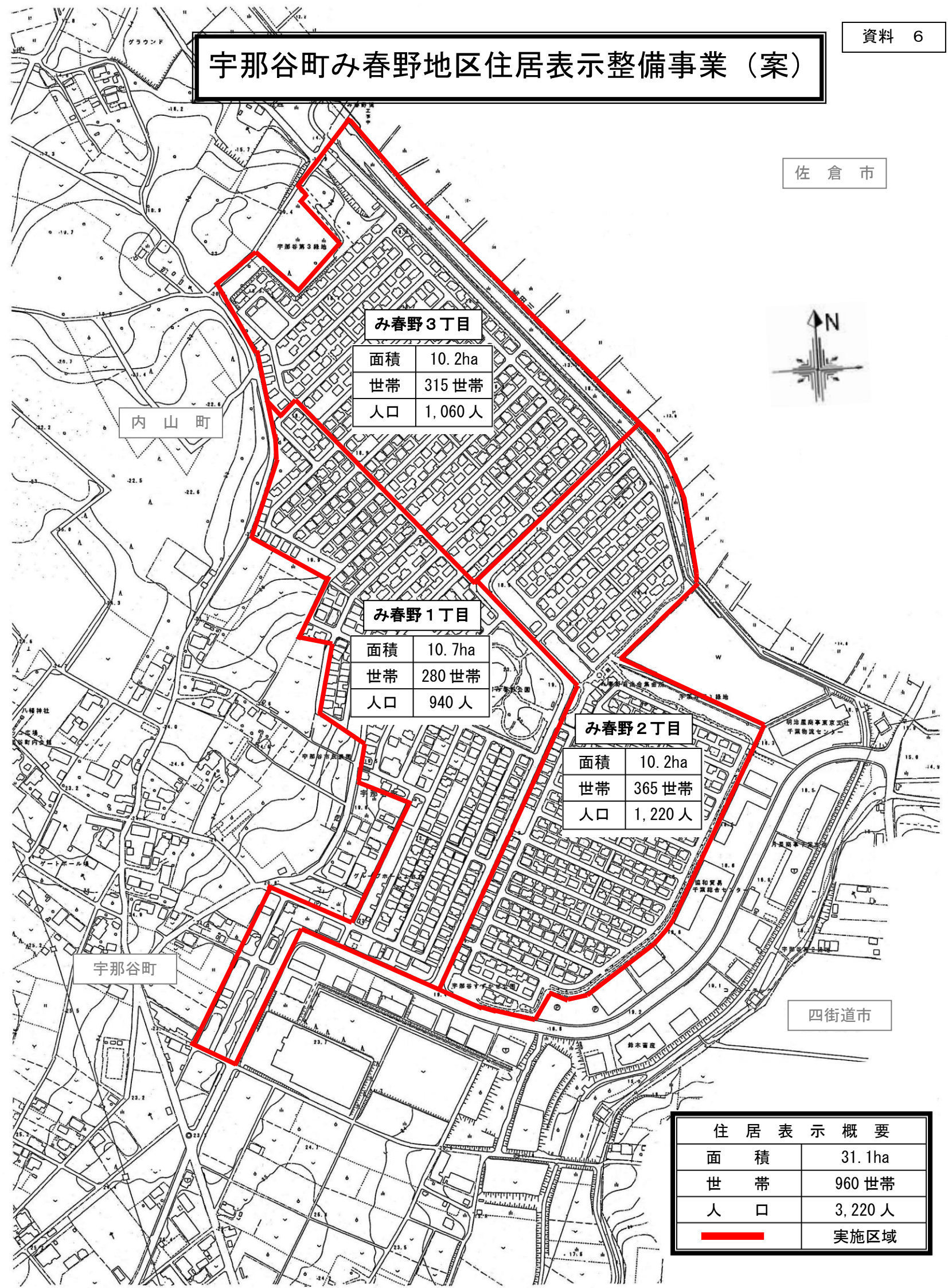
当該区域は、1つの町の区域としては広大なため、3つの丁目を設定する。
なお、丁目の設定に際し町界は、区画道路や河川等の明確な地形等により設定する。

面積及び世帯数等

新町名	面積 (ha)	世帯数	人口 (人)
み春野1丁目	10.7	280	940
み春野2丁目	10.2	365	1,220
み春野3丁目	10.2	315	1,060
合計	31.1	960	3,220

4 町の名称の変更

新たな町目の名称は「み春野1丁目」「み春野2丁目」「み春野3丁目」とする。
新町名は、当該地区の開発時の名称で、交通機関、公共施設（公園・橋）などに「み春野」の名称が使用されており、自治会の名称も「み春野自治会」である。
近隣においてもみ春野とういことで定着し、住民から強い要望があることから「み春野」の名称とした。



み春野3丁目

面積	10.2ha
世帯	315世帯
人口	1,060人

み春野1丁目

面積	10.7ha
世帯	280世帯
人口	940人

み春野2丁目

面積	10.2ha
世帯	365世帯
人口	1,220人

住居表示概要

面積	31.1ha
世帯	960世帯
人口	3,220人
	実施区域